

財務諸表等（民間会計基準準拠）

総括

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した財務諸表）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠して作成しております。

なお、第3期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 監査証明について

当行は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、第3期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）及び第4期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人の監査証明を受けており、その監査報告書は、財務諸表の直前に掲げております。

3. 連結財務諸表について

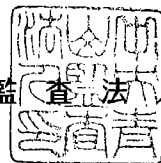
当行は、子会社を有していないため連結財務諸表は作成しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成15年6月25日

国際協力銀行
総裁 篠沢 恭助 殿

中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

細野 康弘



代表社員
関与社員 公認会計士

藤井 泰博



代表社員
関与社員 公認会計士

佐々木 貴司



当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査に準じて、「経理の状況」のうち「財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国際協力銀行の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

財務諸表等

(1)財務諸表

貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第3期末 (平成14年3月31日)		第4期末 (平成15年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
現金預け		452,933	1.96	288,284	1.35
現金預け		12		9	
現金預け		452,921		288,274	
有価証券		124,273	0.54	122,912	0.58
株		123,578		122,269	
その他の証券		695		642	
貸出	1,2,3,4,5,6,8	22,027,407	95.47	20,164,343	94.70
貸出		22,027,407		20,164,343	
その他資産		350,481	1.52	367,673	1.73
前払費用		1,094		1,644	
未収		278,140		295,431	
金融派生商品		44,581		57,733	
繰延税金		24,677		10,971	
その他の資産	13	1,987		1,891	
不動産	10	29,480	0.13	28,449	0.13
土地建物		27,911		27,015	
建設仮払		227		237	
保証金		1,341		1,196	
債券繰延資産		2,596	0.01	2,267	0.01
債券発行差		1,873		1,302	
債券発行費		722		965	
支払承諾見返		574,763	2.49	629,082	2.95
貸倒引当金		487,827	2.11	308,163	1.45
投資損失引当		1,119	0.01	-	-
資産の部合計		23,072,990	100.00	21,294,849	100.00

(負債及び資本の部)

(金額単位:百万円)

科目	期別	第3期末 (平成14年3月31日)		第4期末 (平成15年3月31日)	
		金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
債券発行		1,587,696	6.88	1,589,084	7.47
債券発行		1,587,696		1,589,084	
借入金		12,274,479	53.20	11,218,681	52.69
借入金		12,274,479		11,218,681	
その他負債		781,342	3.39	321,126	1.51
未払費用		107,687		84,471	
金融派生商品		3,289		2,398	
繰延税金		-		34,770	
その他の負債	9,14	31,082		15,371	
賞与引当金		639,283		184,114	
賞与引当金		596	0.00	754	0.00
退職給付引当		16,024	0.07	18,090	0.08
支払承諾		574,763	2.49	629,082	2.95
負債の部合計		15,234,902	66.03	13,776,818	64.70
資本		7,270,744	31.51		
国際金融等勘定資本		985,500			
海外経済協力勘定資本		6,285,244			
その他の剰余金	11	567,343	2.46		
国際金融等勘定準備金		564,230			
海外経済協力勘定積立		182,296			
当期未処理損		179,183			
資本の部合計		7,838,088	33.97		
資本				7,489,844	35.17
国際金融等勘定資本				985,500	
海外経済協力勘定資本				6,504,344	
利益剰余金	12			28,186	0.13
国際金融等勘定準備金				608,336	
海外経済協力勘定積立				280,719	
当期未処理損				860,868	
資本の部合計				7,518,031	35.30
負債及び資本の部合計		23,072,990	100.00	21,294,849	100.00

損益計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別		第3期		第4期	
			自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日		自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経常収益	716,512	100.00	574,919	100.00		
資金運用収益	708,360		568,783			
貸出金利息	696,274		533,388			
有価証券利息配当金	2,761		2,659			
買現先利息	3		-			
預け金利息	9,321		3,640			
金利スワップ受入利息	-		29,095			
役員取引等収益	6,370		5,934			
その他の役員収益	6,370		5,934			
その他業務収益	1,400		-			
外国為替売買益	1,400		-			
その他経常収益	380		201			
その他の経常収益	380		201			
経常費用	495,160	69.11	406,259	70.66		
資金調達費用	462,690		372,503			
債券利息	82,019		71,881			
債券発行差金償却	5		5			
借入金利息	342,448		300,617			
金利スワップ支払利息	38,217		-			
役員取引等費用	4,042		4,981			
その他の役員費用	4,042		4,981			
その他業務費用	867		947			
外国為替売買損	-		193			
債券発行費償却	574		567			
その他の業務費用	293		186			
営業経費用	26,137		27,425			
その他経常費用	1,421		401			
貸出金償却	489		-			
株式等償却	759		351			
その他の経常費用	171		49			
経常利益	221,352	30.89	168,659	29.34		
特別利益	40,489	5.65	191,948	33.39		
動産不動産処分益	5		11			
償却債権取立益	-		4,119			
貸倒引当金戻入益	38,931		187,816			
投資損失引当金戻入益	1,552		-			
特別損失	65	0.01	855,659	148.84		
動産不動産処分損失	65		43			
円借款関連損失	-		855,616			
当期純利益 (は当期純損失)	261,776	36.53	495,051	86.11		
前期繰越損失	440,959		365,817			
特別勘定積立金取崩額	2	5,435	-			
特別勘定の精算に伴う国庫納付	2	5,435	-			
当期末処理損失	179,183		860,868			

キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科目	期別	第3期	第4期
		自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日	自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日
. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益(は当期純損失)		261,776	495,051
減価償却費		1,721	1,593
貸倒引当金の増減()額		40,172	179,664
投資損失引当金の増減()額		1,642	1,119
賞与引当金の増減()額		596	158
退職給付引当金の増減()額		492	2,065
資金運用収益		708,360	568,783
資金調達費用		462,690	372,503
有価証券関連損益()		800	1,520
為替差損益()		10,572	12,049
動産不動産処分損益()		60	31
貸出金の純増()減		14,460	1,395,069
債券の純増減()		71,522	51,465
借入金の純増減()		540,433	1,055,797
預け金(現金同等物を除く)の純増()減		58,331	247,161
買現先勘定の純増()減		105,418	-
資金運用による収入		715,939	551,275
資金調達による支出		511,074	396,384
その他		13,585	8,414
営業活動によるキャッシュ・フロー		248,694	77,589
. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		1,240	474
有価証券の売却による収入		1,833	189
動産不動産の取得による支出		1,319	629
動産不動産の売却による収入		42	37
投資活動によるキャッシュ・フロー		683	876
. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
政府出資の受入れによる収入		284,500	219,100
国庫納付の支払額		46,314	30,400
財務活動によるキャッシュ・フロー		238,185	188,699
. 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	1
. 現金及び現金同等物の増減額		11,192	110,233
. 現金及び現金同等物の期首残高		18,630	7,437
. 現金及び現金同等物の期末残高		7,437	117,669

利益処分計算書

(金額単位:百万円)

科 目	期 別	
	第3期 金 額	第4期 金 額
当 期 未 処 理 損 失	179,183	860,868
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 取 崩 額	-	260,051
国 際 金 融 等 勘 定 準 備 金 繰 入 額	44,105	30,246
海 外 経 済 協 力 勘 定 積 立 金 繰 入 額	98,422	-
国 庫 納 付	44,105	30,246
次 期 繰 越 損 失	365,817	661,309

(注) 当行は国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第44条第5項の規定に基づき、国際協力銀行法施行令(平成11年政令第266号)第8条の規定に基づき計算された国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付しておりますが、国庫への納付については利益金の処分として、会計処理しております。また、国際金融等勘定準備金繰入額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき繰入を行うものであります。また、国際協力銀行法第44条第2項もしくは第3項の規定に基づき、海外経済協力勘定積立金に繰入もしくは同積立金の取崩を行っております。

従って、次期繰越損失は、当期末処理損失に、国際協力銀行の関係法令に定める利益処分を加味したのとなっております。

重要な会計方針

	第3期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第4期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「其他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法によっております。	同 左
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社使用のソフトウェアについては、一般的な利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	同 左
4. 繰延資産の処理方法	債券発行差金は債券の償還期限までの期間に対応し、債券発行費は商法の規定に準じて3年間で償却しております。	同 左
5. 外貨建資産・負債の換算基準	当行の外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	<p>当行の外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表上に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を</p>

	<p style="text-align: center;">第 3 期</p> <p style="text-align: center;">自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p style="text-align: center;">第 4 期</p> <p style="text-align: center;">自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日</p>
		<p>計上しております。なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会第 25 号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>
<p>6 . 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込み額を特定海外債権引当勘定</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>当行は次のような方法で貸倒引当金を計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者にかかる債権については、債権額から、担保の処分可能見込み額及び保証による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込み額を特定海外債権引当勘定</p>

	第3期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第4期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
	<p>として計上しております。</p> <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,645百万円であります。</p>	<p>として計上しております。</p> <p>全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,870百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>時価のない有価証券およびその他資産（出資にかかるもの）に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>_____</p>
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。</p>
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>当行は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>当行は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下の通りであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して費用処理しております。</p> <p>また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
7. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段----金利スワップ</p> <p>ヘッジ対象----貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキ</p>	同 左

	第3期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第4期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
	キャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等と比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。	
8. 消費税等の会計処理	当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同 左
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。	同 左
10. その他財務諸表作成のための重要な事項	_____	財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当会計年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

(追加情報)

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
<p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて、先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未収費用を計上しております。</p>	<hr/>
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>従業員賞与の未払計上額については、従来「その他負債」中の未払費用に計上しておりましたが、「未払従業員賞与の財務諸表における表示科目について」(日本公認会計士協会リサーチ・センター審理情報 No.15)により、当会計年度から「賞与引当金」として表示しております。</p> <p>なお、この変更により、「その他負債」中未払費用が596百万円減少し、賞与引当金が同額増加しております。</p>	<hr/>

注記事項

(貸借対照表関係)

<p>第 3 期 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p>第 4 期 平成 15 年 3 月 31 日</p>
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国際金融等勘定 2,641 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 310,446 百万円及び海外経済協力勘定 381,146 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 39,044 百万円及び海外経済協力勘定 81,880 百万円であります。</p> <p>なお、3ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 172,754 百万円及び海外経済協力勘定 900 百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 524,887 百万円及び海外経済協力勘定 463,928 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対して</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は、国際金融等勘定 665 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金（以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始、民事再生法の規定による再生手続開始、破産法の規定による破産、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻先に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は国際金融等勘定 147,029 百万円及び海外経済協力勘定 90,596 百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金を除いたものであり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先と破綻懸念先に対する貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は国際金融等勘定 92,620 百万円及び海外経済協力勘定 51,186 百万円であります。</p> <p>なお、3ヶ月以上延滞債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は国際金融等勘定 372,451 百万円であり、海外経済協力勘定には該当する債権はありません。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は国際金融等勘定 612,767 百万円及び海外経済協力勘定 141,783 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対して</p>

<p style="text-align: center;">第 3 期 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p style="text-align: center;">第 4 期 平成 15 年 3 月 31 日</p>
<p>は、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。こうした支援の中で、債務国は、IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1. から 5. に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 13 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 430,269 百万円、海外経済協力勘定 1,265,900 百万円となっています。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries（HIPC））と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置（HIPC イニシアティブ）の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関（IMF、世銀等）により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。したがって、当行は、HIPC イニシアティブ適格国向け債権（平成 13 年度末時点の元本残高は、国際金融等勘定 26,967 百万円、海外経済協力勘定 716,367 百万円）について、原則として、国際機関との間での経済改革プログラム等の合意及びパリクラブでの HIPC イニシアティブ適用にかかる合意が完了している国を要注意先、それ以外の国を破綻懸念先に区分した上で、上記 1. から 5. に掲げた定義に基づいて債権額の開示を行っています。なお、我が国としては、HIPC イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力（円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの）の拡充により対処することとしているため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されることとなります。</p>	<p>は、債権国会議（パリクラブ）の場において債務繰延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みの下での国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF（国際通貨基金）との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくため、原則として、当該債権額については、上記 1. から 5. に掲げた債権額から除外しています。なお、当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 14 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、国際金融等勘定 363,922 百万円、海外経済協力勘定 1,203,975 百万円となっています。</p> <p>一方、我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD（国連貿易開発会議）の TDB（貿易開発理事会）決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償（TDB 無償）を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力（円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの）を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries（HIPC））と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置（リヨン・サミットにおいては HIPC イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPC イニシアティブ）の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関（IMF、世銀等）により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPC イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力（HIPC 無償）の拡充により対処することとしたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償（TDB 無償および HIPC 無償）に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPC 無</p>

<p style="text-align: center;">第 3 期 平成 14 年 3 月 31 日</p>	<p style="text-align: center;">第 4 期 平成 15 年 3 月 31 日</p>
<p>7. 担保に供している資産はありません。</p> <p>8. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内であつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 6,497,410 百万円であります。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 346,221 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 377,303 百万円であります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 16,079 百万円</p> <p>11. その他の剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <hr/> <p>13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 24,677 百万円を資産計上しております。</p> <p>14. 繰延ヘッジ利益の算定方法について その他負債に計上されております繰延ヘッジ利益の算定方法について、前期において期末時におけるヘッジ手段の時価を用いる方法を採用してはりましたが、当期より期末時におけるヘッジ手段の時価から当期末までに経過している額を控除した金額を用いる方法を採用することといたしました。これに伴い、繰延ヘッジ利益は 14,240 百万円減少し、経常利益及び当期純利益はそれぞれ 14,240 百万円増加しております。</p>	<p>償対象債権のうち、拡大 HIPC のイニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPC のイニシアティブの適用が確定していない債権については 100% の個別引当を行っていません。</p> <p>7. 同 左</p> <p>8. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金使途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内であつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は 5,907,279 百万円であります。</p> <p>9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 258,536 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 273,907 百万円であります。</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 17,127 百万円</p> <hr/> <p>12. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を、海外経済協力勘定については積立金を積み立てております。</p> <p>13. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 10,971 百万円を資産計上しております。</p> <hr/>

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
<p>2. 当行は、国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律(昭和 46 年法律第 45 号)第 4 条第 2 項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令を廃止する政令(平成 13 年政令第 283 号)第 2 条の規定に基づき、廃止前の国際協力銀行法に</p>	<p>1. 我が国は、従来、限られた特定の途上国の円借款債務について、1978 年の UNCTAD(国連貿易開発会議)の TDB(貿易開発理事会)決議に基づく債務救済として、当該債務国からの円借款債務の約定通りの返済を一旦求めるものの、返済後に同額の債務救済無償(TDB 無償)を供与しており、これにより日本政府による債務救済無償資金協力(円借款取極めにかかる元本及び利子の返済負担額に相当する額を二国間無償資金協力として供与するもの)を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>また、世銀・IMF により重債務貧困国(Heavily Indebted Poor Countries(HIPCs))と認定された債務国のうち、平成 8 年 6 月のリヨン・サミット及び平成 11 年 6 月のケルン・サミットにおいて合意された公的債務削減措置(リヨン・サミットにおいては HIPCs イニシアティブ、ケルン・サミットにおいては拡大 HIPCs イニシアティブ)の適格国とされた国に対しては、順次、国際機関(IMF、世銀等)により経済改革プログラム等が策定され、パリクラブの場において公的二国間債権者による公的債務削減措置適用というかたちで支援の合意が確認されていきます。これら債権については、従来、我が国としては、HIPCs イニシアティブ適格国向け ODA 債権にかかる公的債務削減について、平成 11 年 4 月 28 日の「重債務貧困国に対する債務救済措置に関する我が国提案についての官房長官発表」において、債務救済無償資金協力(HIPCs 無償)の拡充により対処することとしていたため、この日本政府による債務救済無償資金協力を通じて、当行に対する債務返済は確保されていました。</p> <p>ところが、平成 14 年 12 月 10 日付の政府発表「債務救済方式の見直しについて」により、従来の政府による債務救済無償(TDB 無償および HIPCs 無償)に代えて、当行の対象円借款債権の放棄を実施する方法に債務救済の手法が変更されました。このため、TDB 無償対象債権については、TDB 無償が供与される当年度中の回収予定額を除いた残額全額を償却し、HIPCs 無償対象債権のうち、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定した債権については全額を償却するとともに、拡大 HIPCs イニシアティブの適用が確定していない債権については 100%の個別引当を行い、これらにかかる損失を特別損失(円借款関連損失)として計上しています。</p>

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
<p>よる貸付金の利息の特例等に関する法律第 4 条第 2 項の規定による特別勘定の利益金の処分の特例に関する政令（昭和 46 年政令第 123 号）第 1 項の規定に基づく積立金 5,435 百万円と、国際協力銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律第 4 条の規定に基づく国際金融等勘定特別勘定において平成 13 年 4 月 1 日から平成 13 年 9 月 25 日の間に生じた利益に相当する金額 0 百万円を合わせた 5,435 百万円を、平成 13 年 9 月 26 日に国庫に納付しました。</p>	

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
平成 14 年 3 月 31 日現在	平成 15 年 3 月 31 日現在
現金預け金勘定 452,933 百万円	現金預け金勘定 288,284 百万円
当座預け金（日銀を除く）・ 普通預け金・定期性預け金・ 譲渡性預け金 445,496 百万円	当座預け金（日銀を除く）・ 普通預け金・定期性預け金・ 譲渡性預け金 170,614 百万円
現金及び現金同等物 7,437 百万円	現金及び現金同等物 117,669 百万円

(リース取引関係)

第 3 期 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日	第 4 期 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 該当ありません。
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料
1 年内 23 百万円	1 年内 9 百万円
1 年超 9 百万円	1 年超 2 百万円
合 計 33 百万円	合 計 11 百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等も含めて記載しております。

前会計年度

1. 売買目的有価証券 (平成14年3月31日現在)
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの (平成14年3月31日現在)
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (平成14年3月31日現在)

(金額単位: 百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	124,273
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	119,134
非上場外国株式	4,443
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	695

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額 (平成14年3月31日現在)
該当ありません。

当会計年度

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）
該当ありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）
該当ありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）
該当ありません。
4. 当会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）
該当ありません。
5. 当会計年度中に売却したその他有価証券（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）
該当ありません。
6. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	122,912
非上場国内株式（店頭売買株式を除く）	119,084
非上場外国株式	3,184
非上場地方債	-
非上場社債	-
非上場外国債券	-
その他の国内証券	-
その他の非上場外国証券	642

7. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。
8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

（金銭の信託関係）

前会計年度（平成14年3月31日現在）
該当ありません。

当会計年度（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

前会計年度（平成14年3月31日現在）
該当ありません。

当会計年度（平成15年3月31日現在）
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

・ 前会計年度 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

本行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

(2) 取引内容

本行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っています。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値(取引の時価)が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクです。

(4) 上記リスクに対する本行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

本行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引(資金調達取引や貸付取引)の市場リスクと原則として相殺されています。

金融派生商品等信用リスク額(平成14年3月31日現在)

(金額単位:億円)

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	17,629	899
通貨スワップ	50,909	4,329
先物外国為替予約	10	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネッティングによる信用リスク削減効果		3,028
合計	68,549	2,200

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものです。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成14年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計			

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成14年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
店 頭	通貨スワップ	-	-	-

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。
2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

種 類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	5,071,727	377,490	-

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、会計期間末に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店 頭	為替予約 通貨オプション	- -

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

・ 当会計年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 金融派生商品取引等に対する基本的取組み方針

本行が行う金融派生商品取引等は、業務に伴う為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

(2) 取引内容

本行は、金利スワップ、通貨スワップ、先物外国為替予約といった金融派生商品取引等を行っています。

(3) 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産などにより、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替などの変動により増減することによって損失を被るリスクです。

(4) 上記リスクに対する本行の対応について

信用リスク

取引相手先毎の金融派生商品取引等の時価および信用リスク額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

市場リスク

本行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクはヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと原則として相殺されています。

金融派生商品等信用リスク額（平成15年3月31日現在）

（金額単位：億円）

	契約金額・想定元本金額	信用リスク額
金利スワップ	17,001	1,093
通貨スワップ	45,528	5,456
先物外国為替予約	14	0
その他金融派生商品取引	-	-
ネットティングによる信用リスク削減効果		2,526
合計	62,543	4,023

(注) 信用リスク額は国際統一基準によって算定したものです。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

（金額単位：百万円）

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計			

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成15年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	-	-	-

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。
2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

種類	契約額等	時価	評価損益
通貨スワップ	4,536,027	118,779	-

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、会計期間末に引直しを行い、その損益を損益計算書に計上しているものは、上記記載から除いております。引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記の通りであります。

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等
取引所	通貨先物	-
店頭	為替予約 通貨オプション	-

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度および退職一時金制度を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第3期 平成14年3月31日	第4期 平成15年3月31日
退職給付債務 (A)	20,589	22,334
年金資産 (B)	4,565	4,244
未積立退職給付債務 (C)=(A)+(B)	16,024	18,090
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	-	-
未認識数理計算上の差異 (E)	-	-
未認識過去勤務債務 (F)	-	-
貸借対照表計上額純額 (G)=(C)+(D)+(E)+(F)	16,024	18,090
前払年金費用 (H)	-	-
退職給付引当金 (G) (H)	16,024	18,090

(注) 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位：百万円)

区分	第3期 平成14年3月31日	第4期 平成15年3月31日
勤務費用	1,120	945
利息費用	501	510
期待運用収益	185	68
過去勤務債務の費用処理額	-	300
数理計算上の差異の費用処理額	505	2,172
会計基準変更時差異の費用処理額	-	-
その他(臨時に支払った割増退職金等)	-	-
退職給付費用	1,941	3,258

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	第3期 平成14年3月31日	第4期 平成15年3月31日
(1) 割引率	2.5%	2.0%
(2) 期待運用収益率	4.0%	1.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	-	発生年度に一括償却
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生年度に一括償却	発生年度に一括償却
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

(関連当事者との取引)

前会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

当会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
関連当事者との取引において記載すべき重要なものではありません。

(重要な後発事象)

前会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
該当ありません。

当会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)
該当ありません。

附属明細表
第4期(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

1. 有形固定資産等明細表

(金額単位:百万円)

資産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額又は償却累計額		差引期末残高	摘要
						当期償却額		
有形固定資産	土地			12,672			12,672	
	建物			26,235	13,524	949	12,711	
	動産			5,234	3,603	433	1,631	
	建設仮払金			237			237	
	計			44,379	17,127	1,383	27,252	
無形固定資産	権利金等			66	55	1	10	
	ソフトウェア			1,081	382	208	698	
	保証金			497			497	
	計			1,646	438	210	1,207	
繰延資産	債券発行差金	3,478 (279)	64	3,543	2,240	490	1,302	
	債券発行費	1,449 (117)	851	566	1,734	769	965	
	計	4,928 (397)	915	566	5,277	3,009	1,058	2,267

- (注) 1. 前期末残高欄における()内は為替換算差額であります。
2. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表の「土地建物動産」に計上しております。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2. 債券明細表

銘柄	発行年月日	前期末残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
政府保証日本輸出入銀行第27～30、32、33、35～37、39、40、42、44～46次債券	平成5年5月～平成11年6月	百万円 1,062,946 (JPY 165,000百万) (USD 3,600,000千) (CAD 350,000千) (EUR 2,695,270千) (GBP 400,000千)	百万円 843,484 (JPY 165,000百万) (USD 2,600,000千) (CAD 0千) (EUR 2,235,107千) (GBP 400,000千) [329,943]	% 2.875～8.250、 LIBOR-0.0625	一般担保	平成15年7月～平成20年6月	
政府保証国際協力銀行第1～4次債券	平成11年11月～平成15年3月	399,750 - (USD 3,000,000千)	420,600 (JPY 60,000百万) (USD 3,000,000千)	0.350～7.125、 LIBOR+0.0625	一般担保	平成17年6月～平成21年11月	
国際協力銀行債券第1～6回債券	平成13年10月～平成14年9月	100,000 (JPY 100,000百万)	300,000 (JPY 300,000百万)	0.350～1.520	一般担保	平成18年9月～平成24年9月	
政府保証第8、9回海外経済協力基金債券	平成7年12月～平成8年11月	25,000	25,000	2.9～3.0	一般担保	平成17年12月～平成18年11月	
合計		1,587,696	1,589,084				

- (注) 1. 「前期末残高」および「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。
 2. 「当期末残高」の欄の[]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
 3. 決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

(金額単位:百万円)

1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
329,943	145,945	291,360	305,980	206,069

3. 借入金等明細表

(金額単位:百万円)

区分	前期末残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限	摘要
借入金	12,274,479	11,218,681	2.34		
財政融資資金借入金	11,917,669	10,934,283	2.34	平成15年5月～	
簡保積立金借入金	356,810	284,398	2.50	平成29年12月	

- (注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
 2. 借入金の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	1,408,756	1,302,190	1,264,845	1,266,559	1,549,437

4. 資本金等明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金	国際金融等勘定資本金	985,500			985,500	
	海外経済協力勘定資本金	6,285,244	219,100		6,504,344	(注)1
	計	7,270,744	219,100		7,489,844	
準備金及び積立金	国際金融等勘定準備金	564,230	44,105		608,336	(注)2
	海外経済協力勘定積立金	182,296	98,422		280,719	(注)3
	計	746,527	142,528		889,055	

(注) 1. 当期増加額は、政府一般会計からの出資によるものであります。

2. 当期増加額は、国際協力銀行法第44条第1項の規定に基づき積み立てたものであります。

3. 当期増加額は、国際協力銀行法第44条第2項の規定に基づき積み立てたものであります。

5. 引当金明細表

(金額単位:百万円)

区 分		前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	313,006	172,304		313,006	172,304	
	個別貸倒引当金	160,540	26,448	6,252	48,390	132,346	
		うち非居住者向け債権	153,473 (5,380)	26,424	6,252	44,028	129,617
	特定海外債権引当勘定	8,478	3,512		8,478	3,512	
投資損失引当金		1,119		1,119			
賞与引当金		596	754	596		754	
計		483,740	203,019	7,967	369,874	308,917	

(注) 1. 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………主として債務者の業況改善による取崩額

うち非居住者向け債権分…主として債務者の業況改善による取崩額

特定海外債権引当勘定…洗替による取崩額

2. ()内は為替換算差額であります。

(2) 主な資産及び負債の内容

第4期末(平成15年3月31日現在)の主な資産及び負債の内訳は、次のとおりであります。

資産の部

預 け 金	日本銀行への預け金 117,659 百万円及び他の銀行への預け金 170,614 百万円であります。
未 収 収 益	未収貸付金利息 278,593 百万円及び未収金利スワップ受取利息 15,011 百万円その他であります。
その他の資産	未収金 607 百万円その他であります。

負債の部

未 払 費 用	未払借入金利息 52,575 百万円、未払債券利息 26,320 百万円その他であります。
その他の負債	外貨換算差金 178,104 百万円、仮受金 5,947 百万円その他であります。

(3) その他

該当ありません。